

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、株主の期待に応えられる企業体質の実現を図るとともに、企業の社会的責任を自覚し経営の健全性、透明性、公正性を確保することが重要な責務であると認識しております。

その実現のために、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会など、法律上の機関機能を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンスコードの5つの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前田建設工業株式会社	6,765,000	42.02
光が丘興産株式会社	1,224,000	7.60
コマツ建機販売株式会社	805,000	5.00
株式会社三井住友銀行	799,000	4.96
株式会社みずほ銀行	699,000	4.34
株式会社八十二銀行	460,000	2.86
日本トラスティサービス信託銀行株式会社	407,000	2.53
前田製作所従持会	371,000	2.30
前田道路株式会社	345,000	2.14
明治安田生命保険相互会社	300,000	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 前田建設工業株式会社 (上場:東京) (コード) 1824

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 機械

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、その他第三者との取引条件との比較など市場原理に基づき、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がされており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社の前田建設工業株式会社とは事業の棲み分けがなされており、親会社兼任取締役の就任状況は、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 聖明	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 聖明	○	上記のa～kのいずれにも該当いたしません。	高橋聖明氏は、弁護士としての豊富な経験と優れた知見を有しております。これを生かし、客観的な立場から当社の経営全般にご提言いただくことにより、経験の透明性と健全性の維持向上に寄与することを期待し、当外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

決算期末ならびに中間決算期末後、決算発表日までの間に、監査役と会計監査人が定期的な会合を開き、会計が適法・適正に行われているか確認しております。
また、監査室の内部監査への同行、監査結果についての情報の共有等により業務遂行の適法性、妥当性を監査しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田嶋 良二	他の会社の出身者													
渡邊 千尋	他の会社の出身者													
中島 秀樹	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田嶋 良二		監査役就任直前まで、当社親会社である前田建設工業株式会社に在籍しており、同社の支店管理部長をしていました。同社は当社の株式を6,765千株(出資比率42.0%)保有しており、主として建設用機材・製品の販売・レンタル等の取引を行っており、また短期資金の融資を受けるなど取引関係があります。	当社の親会社である前田建設工業株式会社に管理部長の経歴を有し高い専門知識を生かし、豊富かつ幅広い見識で適正な監査をしていただけるものと期待し、社外監査役に選任しております。
渡邊 千尋	○	上記のa～kのいずれにも該当いたしません。	渡邊千尋氏は、長年にわたり多くの企業経営に携わり、国内外での事業経営および事業戦略に関し豊富な経験と幅広い知見を有しております。また同氏は、コーポレートガバナンスに精通しており、この経験を生かし専門的見地から監査役として役割を果たすことが期待できるため社外監査役に選任しております。
中島 秀樹		監査役就任直前まで、当社親会社である前田建設工業株式会社に在籍しており、同社の海外部門を歴任しておりました。同社は当社の株式を6,765千株(出資比率42.0%)保有しており、主として建設用機材・製品の販売・レンタル等の取引を行っており、また短期資金の融資を受けるなど取引関係があります。	当社の親会社である前田建設工業株式会社に海外実務・財務および営業等、幅広い経歴を有し、豊富な知識と高い見識で厳正な監査をしていただくため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

役員賞与で対応している。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において平成26年度における全取締役及び全監査役の社内・社外別総額を以下のとおり開示しております。

取締役(社外取締役を除く) 6名 110百万円

監査役(社外監査役を除く) 2名 9百万円

社外役員 5名 15百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等は、役位に応じた役割報酬と、業績・成果に応じた成果報酬で決定する方針を定めております。成果報酬は、予め定めた役位別報酬表の中位で30%の構成比とし、業績・成果に応じて毎年見直し、社外取締役の審議を至て、取締役会において決定する方法によっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会資料は、原則として事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保しております。なお、社外取締役に対しては業務執行取締役等から取締役会議案等について必要に応じ、事前説明を行っております。また、社外監査役に対しても社内監査役または業務執行取締役等から取締役会議案等について必要に応じ、事前説明を行っております。更に、社外監査役は、月1回開催される監査役会に出席し、重要事項及びそれぞれの監査内容に関する情報を監査役間で共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監督機能の強化を図るとともにグループを含めた経営戦略の決定や業務執行が迅速に行える経営体制を整えるため、取締役7名(うち社外取締役は1名)の各々が取締役会の構成員として、その意思決定または監視行為等について、独立した立場で職務を遂行しております。また監査役会の構成員も社外監査役3名を含む4名体制とし、監査体制のさらなる強化を図っております。具体的な体制は下記のとおりであります。

(1)業務遂行の機関

平成27年6月30日現在の取締役は7名(うち社外取締役は1名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)、執行役員は5名(取締役兼務者を除く)であります。

当社は、経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化のために執行役員体制を導入するとともに、平成14年6月からは取締役の任期を1年に短縮し、経営環境の変化に機動的に対応できる体制をつくっております。平成21年4月には、CSR(企業の社会的責任)への取り組み強化に向け、CSRを全社的に推進する体制を確立するため、経営者の適正な業務執行を支援するCSR推進室を設置いたしました。

(2)監査役監査及び内部監査の状況

当社の監査役会は、原則として毎月1回開催されております。各監査役が取締役会に出席する他、執行役員会にも出席しております。各監査役

は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関であるとの認識の下、業務執行の全般に亘って監査を実施しております。
当社の内部監査を行う監査室は、内部監査計画を策定し、ステークホルダーの視点からのリスク評価に基づく監査を実施するとともに、必要に応じて関係部門への提言を行う等、内部統制の強化を図っております。また、監査方針、監査計画、監査結果等について監査役及び会計監査人と緊密な情報・意見交換を随時行い、監査の実効性を高めることに努めております。

(3)会計監査人監査の状況

当社の会計監査業務は、新日本有限責任監査法人の業務執行役員である福本千人氏、鈴木理氏の2名の公認会計士が同法人の13名の補助者(うち公認会計士5名、その他8名)とともに担当しております。

当会計監査人は、わが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社を採用する理由については、社外監査役として会社経営や監査に関する専門知識を生かして、厳正な監査をしていただくことにより透明性、公正性を確保するためであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	実施しておりません。
集中日を回避した株主総会の設定	第65回定時株主総会は、平成27年6月23日に開催いたしました。
その他	株主総会においては事業報告等をビジュアル化し、わかりやすい運営を図っております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回実施	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて、決算情報やその他各種適時開示情報、決算説明会資料、経営方針などのIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部管理部に兼任の担当者を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「マエダ企業行動憲章」を制定
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境綱領」「年度環境方針」「マエダ企業行動憲章」を制定、「CSR報告書」を発行
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「マエダ企業行動憲章」を制定

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な事業活動を確保し、ステークホルダーに対する社会的責任を果たすために、以下の事項を内部統制システムの基本方針として定めています。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、「マエダ企業行動憲章」に則り、グループ企業全体における法令遵守並びに企業倫理の浸透を率先垂範して行っております。また、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス及びCSR活動の現状の把握、評価と今後の方針について審議しております。さらに、取締役は法令及び定款に違反する行為の有無について、「業務執行確認書」を決算期毎に取締役会へ提出しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に従い、適切に保存及び管理を行っております。また、監査役が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理方針」及び「リスク管理規程」を制定し、これに基づき、「マエダ企業行動憲章」を阻害するリスクを管理しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織規程」に基づき、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行っております。また、執行役員制度を採用し、取締役の員数をスリム化することで、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図っております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査室が、適正な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施しております。また、CSR推進室が、法令遵守並びに企業倫理に関する教育・普及等の活動を推進しております。さらに、「企業行動ヘルプライン・ホットライン」(内部通報制度)を設置し、不正行為の未然防止や早期発見を的確に行っております。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、定期的に「関係会社社長会」を開催するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもと、経営を円滑に遂行することにより、グループ企業の総合的な事業の発展を図っております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務の補助を担当する使用人を置くことを求められた場合にはこれに対応し、当該使用人の人事に関しては、監査役の同意を得ることとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、経営に関する重要事項は取締役会並びに執行役員会に報告しております。また、取締役及び使用人は、職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときには、監査役に報告することとしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役・取締役・会計監査人が、定期的に会合を開催し、意見交換を行い、監査が実効的に行われることを確保しております。

10. 財務報告に係る内部統制を確保するための体制

当社は、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うための関連規程を制定し、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、その評価・改善を継続的に行うこととしております。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決します。また、当社は、社会正義及び社会的責任の観点から、社会の秩序と安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「マエダ企業行動憲章」を定め、反社会的勢力及び団体との関係の遮断を明文化することで全社員に対し、会社の意思を表明するとともにコンプライアンス研修会を実施するなど、全社レベルでの浸透を図っております。

当社は、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、一切の妥協をしません。また、そのような事態が発生した時は直ちに本社管理部門を窓口とし、顧問弁護士と連携して、反社会的勢力及び団体に対応するための体制を整えており、顧問弁護士を通じて、反社会的勢力及び団体に関する情報の収集・管理を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

親会社を含むグループ会社の議決権所有比率が52.8%であることから、定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に関する社内体制

当社の情報開示に対する基本的な事項は「前田製作所グループ内部者取引規制規則」に定め、当社グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示が行われるよう体制を整備しております。また、関係会社の重要な経営関連情報は「関係会社規程」により、報告体制を構築しており、当社グループの情報開示に係る体制は整備・構築されております。(別紙参照)

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社は、グループ全体の企業価値を高めていくためには、内部統制機能を充実していくことが企業経営にとって不可欠であると認識しており、経営の効率化、健全性並びに透明性の向上を目指して、経営体制の整備を実施しております。

具体的な取り組みとしては、企業の社会的責任(CSR)への取り組み強化に向け、経営者の適正な業務執行を支援する「CSR推進室」を設置し、ステークホルダーの視点からのリスク評価の実施等、内部統制の充実を図っております。